

デマンド交通「チョイソコとうかい」の実証実験の進め方について

1 デマンド交通「チョイソコとうかい」実証実験の運行事業者選定プロポーザルについて

「東海市におけるデマンド型乗り合い送迎サービスに関する基本協定書」第4条、第5条に基づき、チョイソコ実証実験のサービス水準を定め、運行事業者を選定するため、東海市地域公共交通会議及び株式会社アイシンが公募型のプロポーザルを実施するにあたり、以下のとおり実施要領等を作成し、作業を進めるもの。

(1) 実施要領等

- ア 「チョイソコとうかい」運行事業プロポーザル実施要領（案）…別紙1
- イ 「チョイソコとうかい」運行事業者選定委員会設置要項(案) …別紙2
- ウ 「チョイソコとうかい」運行事業実証実験仕様書(案) …別紙3

(2) 運行事業プロポーザル実施スケジュール（案）

- ・令和6年2月 実施要領 審査
- ・令和6年3月 実施要領 完成
- ・令和6年4月15日～30日 公募プロポーザル実施・質問期間
- ・令和6年5月1日～16日 書類審査・プレゼン審査
- ・令和6年5月17日 業者決定
- ・令和6年5月下旬 3者（東海市地域公共交通会議、株式会社アイシン、運行事業者）での3者協定締結

2 令和6年度デマンド交通「チョイソコとうかい」に係る予算について（案）

別紙4のとおり

3 デマンド交通「チョイソコとうかい」実証実験実施までのスケジュール

別紙5のとおり



「チョイソコとうかい」 運行事業 プロポーザル実施要領

東海市地域公共交通会議

AISIN

1 目的

この要領は、東海市において実証実験を行うオンデマンド型乗合交通「チョイソコとうかい」の運行事業者を選定するにあたり、東海市地域公共交通会議及び株式会社アイシンが公募型プロポーザルにより企画提案を募集し、運行にあたって最も適切な事業者を総合的に審査し、決定することを目的とする。

2 事業概要

この要領における運行事業の詳細は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業名 オンデマンド型乗合交通「チョイソコとうかい」運行事業
- (2) 事業内容 「チョイソコとうかい」の登録利用者の予約に応じて、乗合による目的地（公共施設、協力企業等）への輸送を行う。
- (3) 事業期間 令和6年（2024年）10月1日から令和7年（2025年）3月31日まで（上半期・予定）（道路運送法第21条による実証運行を予定）
※ただし、今後、実証期間の延長〔下半期：令和7年（2025年）4月1日から令和7年（2025年）9月30日〕や運行開始時期等を変更する可能もあるため、それに合わせた準備を行うものとする。また、実証期間の延長に係る経費については、上半期時の予算を前提とする。
- (4) 運行区域 東海市北部エリア（国道302号線以北の名和町、南柴田町、浅山の一部）を主とした周辺の指定エリア
- (5) 車両台数 1台（客席8席以上のハイエースグランドキャビンクラス）
- (6) 運行日 平日（土・日曜日、祝日、12月29日から1月3日までの年末年始、天災時等を除く）
- (7) 運行時間 8：00～16：00（運転手の休憩については運行時間では設定しておらず、それを想定した実施体制を提案すること）
- (8) 運賃 税込300円（車両内で運転手が現金もしくは交通系電子決済にて運賃収受するもの）
- (9) 業務内容 車両に設置するタブレットの運行指示に従い乗降場所へ移動し、利

用者の運送を行う。

- (10) 予約受付 予約受付及び配車指示は、チョイソコセンターにおいて行い、またオンデマンドシステムの管理もチョイソコセンターが行うため、事業者において対応する必要はないもの。

3 参加資格について

本事業のプロポーザルに参加するものは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しない者、又は禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当しない者であること。
- (5) 国税、県税及び市町村税について滞納していないこと。
- (6) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可を取得している者であること。
- (7) 重大な法令違反に対する行政処分経歴などがなく道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条の申請ができる者であること。

4 運行事業者の募集方法

本事業のプロポーザルによる運行事業者の募集は、東海市ホームページにより行う。

5 募集期間

令和6年（2024年）4月15日（月）から30日（火）まで（午後5時必着）

6 提出書類

- (1) 企画提案参加申込書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 業務実施体制書（様式3）
- (4) 業務見積書（様式4）

なお、見積金額の上限については、税込39,000円とする。

また、積算にあたり、下記表の積算に含める事項に係る費用を事業者負担と見込み、平日（原則週5回）の運行で、運行時間8：00～16：00までに乗車した人を降車するまでとした場合による1日あたりの1台の運行費用を算出すること。

積算に含める事項	
1	・運転手人件費
2	・車両関係費用 └車両費（客席8席を有するハイエースグランドキャビンクラス） └車両取得時の自動車重量税（自動車税及び自動車重量税は非課税） └自賠責保険 └法定点検 └タイヤ（夏・冬タイヤ）費用 等 ※車体のラッピングについては、株式会社アイシンが負担するもの。
3	・任意保険（対人・対物・同乗者無制限、車両保険）
4	・その他運行管理にかかる経費 └車両清掃・洗車費 └運賃管理費 └ドライブレコーダー、電子決済端末導入費及び通信費、決済手数料 └運転手と連絡がとれる通信費用（携帯電話等） └運輸局へ本事業の届け出等

なお、運行指示用の車載器（タブレット）及び通信費、充電ケーブル、車載器固定ホルダー、その他「チョイソコとうかい」運行に必要となる車載器関連機器は株式会社アイシンから貸与するもの。

また、ガソリン代については実費精算とし、見積書の積算には加えないこととする。

(5) 質問書（様式5）

7 提案方法

様式1～4の提出書類をA4サイズ（両面印刷）で7部（正本1部、副本6部）作成し、令和6年（2024年）4月30日（火）午後5時までに東海市地域公共交通会議事務局へ提出（郵送可）するものとする。

その後、令和6年（2024年）5月9日（木）から13日（月）までの間に企画提案書の説明及びプレゼンテーションと審査員による質疑応答を30分程度行う。

8 運行事業者の決定方法

東海市地域公共交通会議及び株式会社アイシンは、「チョイソコとうかい」運行事業者選定委員会設置要項に基づき、「チョイソコとうかい」運行事業者選定委員会を設置し、申し込み内容等について、書類審査及びプレゼンテーション審査により、業務実績及び信頼性などを総合的に判断し、審査の結果、最高点のものを本事業者の運行事業者とする。

なお、審査基準及び審査結果（評価点）については、公表しないものとする。

また、その結果を企画提案参加申込したものに対し、運行事業者採用・不採用決定通知書（様式6）により通知する。

9 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

提案にかかる全ての書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(2) 書類取扱

提出書類の著作権は、提案者に帰属するが、書類は返却しない。

なお、提出書類は、本プロポーザル以外の目的では使用しない。

(3) 特許権等

提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、施工方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

(4) 虚偽記載禁止

提案書に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とする。

10 提案募集及び選定のスケジュール

(1) 実施要領配布

令和6年（2024年）4月15日（月）から東海市公式ホームページにて公開するもの。

(2) 質問受付

随時受付（様式5の質問書を使用し、メールにて受付）

(3) 質問回答

随時メールにて全事業者に回答

(4) 提案書の提出

令和6年（2024年）4月30日（火）午後5時までに東海市地域公共交通会議事務局へ提出するもの。

(5) 企画提案書の説明及びプレゼンテーションと審査員による質疑応答

令和6年（2024年）5月9日（木）から13日（月）までの間で、東海市役所にて実施 ※時間は後日通知

(6) 審査結果通知

令和6年（2024年）5月17日（金）に郵送にて発送するもの

11 問い合わせ及び提案書提出先

(1) 本事業についてお問い合わせ及び提案書提出先

・東海市地域公共交通会議事務局

住 所：〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地

電 話：052-603-2211/0562-33-1111

(2) 本事業についての問い合わせ

・株式会社アイシンチョイソコ担当 相羽

住所：〒448-8605 愛知県刈谷市相生町1丁目1番地1 アドバンス・スクエア
刈谷8F

電話：0566-62-8135

メール：aiba@ax-tx.aisin.co.jp

12 協定書の締結

東海市地域公共交通会議及び株式会社アイシンは、採用した運行事業者とデマンド交通実証実験の実施に関して、事業実施に必要な内容を定める運行事業に関する3者協定を締結する。

13 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、東海市地域公共交通会議及び株式会社アイシンが別に定める。

附 則

この要領は、令和6年（2024年）4月 日から施行する。

(様式1)

令和 年 月 日

企画提案参加申込書

東海市地域公共交通会議会長 殿

(参加申込者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

チョイソコとうかい運行業務の公募提案について、「チョイソコとうかい」運行事業プロポーザル実施要領の内容を了承し、必要な書類等を添付のうえ参加申込みします。

なお、この参加申込書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

(様式 2)

企画提案書

(会社名)	
(担当者職・氏名)	
(TEL)	(FAX)
(E-mail)	

※枠が足りない場合は、適宜、枠を増やして記載してください。

1. 運行に必要な施設等について

(1) 車庫と事務所は併設されていますか。
<input type="checkbox"/> 併設されている。 <input type="checkbox"/> 併設されていない。
(2) 本業務において、車両の定期点検及び事故・故障時等で通常車両が使用できない場合、適切な代替車両により運行対応していただきます。この代替車両（予備車両）に関して、どのような対応をお考えですか。

2. 乗務員について

(1) 乗務員の勤務形態は、どのようにお考えですか。適正勤務時間を考慮した上でお考えをお示してください。
(2) 乗務員の確保及び経験年数はどのくらいの方をお考えですか。
(3) その他、乗務員への接遇向上、事故防止に関する教育指導等による運転マナーの向上などについて、どのようにお考えですか。

3. 運輸局への事業申請について

当該地区への乗合タクシー運行には事業認可が必要になります。事業認可の取得見込を以下に記入してください。(道路運送法第21条関係)

記載例：一般乗用旅客自動車運送事業の許可…取得済

一般乗合旅客自動車運送事業の許可…令和6年12月取得見込

4. その他の項目として具体的に提案できる内容について(1)

東海市内でのデマンドタクシーの利用促進につながる具体的な取組、民間事業者との連携についてなど、貴社の考え方について以下にご自由に記入してください。

5. その他の項目として具体的に提案できる内容について(2)

高齢者や障がい者、妊産婦等の乗降時の対応について以下にご自由に記入してください。

(例：車内への手すりの設置、乗務員のサポート体制等)

6. 事業者としての優位性とアピール

本事業を実施するにあたり、他事業者より優位な点及び事業者として、利用者に対し意欲的にサービス向上を目指す取組などの事例や提案を記入してください。

(例：車両基地の立地、運行業務対応可能な職員の多さ、働きやすい職場認証制度等)

※枠が足りない場合は、適宜、枠を増やして記載してください。

(様式3)

業務実施体制書

1. 会社概要

事業者	(主たる事務所の所在地)	
	(本業務を担当する営業所の所在地) ※主たる事務所の所在地と異なる場合のみ記載	
	(会社名)	
代表者	(職・氏名)	
担当者	(職・氏名)	
	(TEL)	(FAX)
	(E-mail)	

2. 事業規模

従業者数	人	第2種免許 の保有者数	人
資本金			円
保有する車両	種別 (大型・中型等)	台数	
		台	
		台	
乗合タクシーの実績はあるか。(他市町で乗合タクシー導入時に対応実績がある場合は別途記載すること)			
<input type="checkbox"/> ある (ある場合は、具体的に以下に事業内容等を記入してください) <input type="checkbox"/> ない			

3. 事業内容・事業実績

一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー事業者）であるか。（どちらかにチェック）
<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
貴社の現在の事業内容及び事業実績、主とする事業エリア（例：東海市内の〇〇地区）を記入してください。

4. 運行管理

<p>(1) 業務体制</p> <p>業務責任者の氏名及び経験年数を記入してください。なお、採用予定、資格取得予定の場合は氏名欄にその旨を記入してください。</p>			
氏名	経験年数	資格種別	業務経歴等
（資格取得者の場合は、資格者証の写しを提出（1部）してください。）			
<p>(2) 運行管理体制</p> <p>運行管理者の氏名及び経験年数を記入してください。なお、採用予定、資格取得予定の場合は氏名欄にその旨を記入してください。</p>			
氏名	経験年数	資格種別	業務経歴等
（資格取得者の場合は、資格者証の写しを提出（1部）してください。）			

5. 車両管理

(1) 車両の保管場所			
(2) 保管場所から住宅地停留所設定範囲の中央部に位置する上名和公民館までの距離と時間			
	距離 (km)	移動時間 (分)	
(3) 車両管理体制			
車両の整備管理についてどのような体制で行われますか。下記に記入してください。			

6. 国土交通省による処分や重大事故の有無

(1) 国土交通省による処分はなされていませんか。(過去5年間)
<input type="checkbox"/> 処分されたことはない。
<input type="checkbox"/> 処分されたことがある。(処分内容: _____)
(2) 重大事故を起こしていませんか。(過去5年間)
<input type="checkbox"/> ない。
<input type="checkbox"/> ある。(事故の概要: _____)

7. 事故処理・危機管理能力

(1) 事故処理担当者を配置する等の事故に対する責任能力を記入してください。
(2) 万一の事故に対し、会社としての処理体制及び責任体制について記入してください。

※枠が足りない場合は、適宜、枠を増やして記載してください。

(様式4)

令和 年 月 日

業務見積書

東海市地域公共交通会議会長 殿

(見積者)

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

「チョイソコとうかい」運行事業プロポーザル実施要領及び「チョイソコとうかい」運行事業仕様書に基づき、下記のとおり見積します。

記

【1日あたりの運行経費】

見積金額 金 円

(うち取引にかかる消費税額 円)

【内訳】

① 1日あたりの運転手人件費

1時間あたり運行経費 × (運行時間 + 回送時間) = 見積額

円 × (8時間 + 時間) = 円

② 1日あたりの運行車両借上料 (車両関係費用、任意保険、その他運行管理にかかる経費)

円

※1時間あたり運行経費の積算内訳を任意様式で別途添付してください。

※なお、見積金額の上限については、税込39,000円とする。

(様式5)

東海市地域公共交通会議事務局 宛

送付日：令和 年 月 日

質 問 書

「チョイソコとうかい」運行事業プロポーザル実施要領及び「チョイソコとうかい」運行事業仕様書に関し、次のとおり質問します。

会 社 名		T E L	
所 属 部 署		F A X	
担 当 者 氏 名		E-mail	
質 問 事 項			

(様式6)

運行事業者採用・不採用決定通知書

令和 年 月 日
第 号

様

東海市地域公共交通会議
会長

令和 年 月 日付けで申込みのありました東海市において実証実験を行うオンデマンド型乗合交通「チョイソコとうかい」の運行事業者選定について、次のとおり決定しましたので、通知します。

運行事業者として、採用します

運行事業者として、採用しません

「チョイソコとうかい」運行事業者選定委員会設置要項

1 名称

この委員会の名称は、「「チョイソコとうかい」運行事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）という。

2 目的

この委員会は、「チョイソコとうかい」運行事業者選定に関して、別に定める評価に基づき運行事業者を決定することを目的とする。

3 委員会の構成

- (1) 委員会は、委員長、副委員長含む5人以内の委員をもって組織する。
- (2) 委員長は、東海市地域公共交通会議議長を、副委員長は東海市地域公共交通会議事務局長をもって充てる。
- (3) 委員は、東海市地域公共交通会議事務局の統括主任以上の職にある者及び株式会社アイシンビジネスプロモーション部の職にある者をもって充てる。
- (4) 委員長は、会務を総理する。
- (5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員会の庶務

委員会の庶務は、東海市地域公共交通会議事務局で処理する。

5 雑則

この要項に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

6 施行

この要項は、決裁の日から施行する。



「チョイソコとうかい」運行事業
実証実験 仕様書

東海市地域公共交通会議

AISIN

1 事業目的

オンデマンド型の乗合交通という新しい公共交通システムの導入により、外出しにくい高齢者や運転免許証を有さない方に対し、新たな移動手段を確保することにより、積極的な外出を促すとともに、他の公共交通機関への連携を図り、また、自身での自家用車の運転等の代替となり得るものであるかを検証する。

また、既存市内循環バスが通行することのできない地域に住む住民や、ダイヤ間の時間的空白に不便を感じている住民の日常生活における移動の不便さを解消することが可能な移動手段として機能し得るものであるかを検証する。

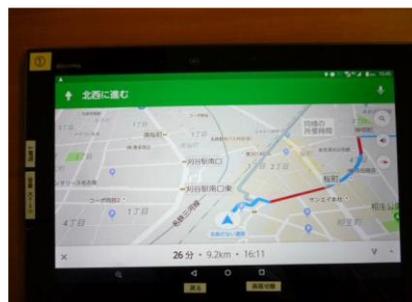
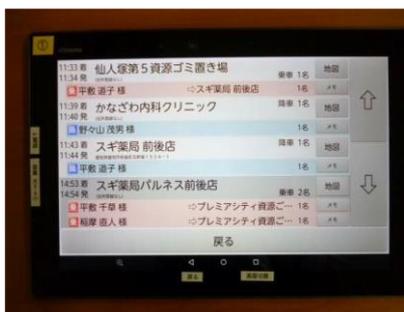
2 事業内容

(1) 概要

実証実験エリアに設置した住宅地停留所及び直線距離約 5 km 圏内の目的地停留所の間を運行する会員制（事前登録制）の乗合型の公共交通サービスとする。

また、決まったルートやダイヤはなく、運行時間内はいつでも利用可能で、乗降場所は、あらかじめ決められた停留所とする（商業施設、医療機関、駅、公共施設等）。原則、往復利用を前提とする。

また、デマンド交通の運営は、株式会社アイシンが行う。また、オペレーションセンターを開設し、そこから車両に運行指示を行うため、運行受託事業者がデマンドシステムの導入やオペレーターの設置する必要はないもの。



(2) 車両要件

運行車両はハイエースグランドキャビンクラス（1台）とし、客席8席を予定しており、運行受託事業者が用意する。（原則1人で乗降車できる方が利用可能とするもの）

なお、車両には、株式会社アイシンが貸与する運行指示を受けるためのタブレットを設置し、運行受託事業者は、そのタブレットのナビゲーションに従い運行することとする。



(3) 利用者

利用者は、事前に会員登録をし、乗車する。

なお、会員登録等の手続きは、オペレーションセンターが行う。

チョイソコとうかい 会員証	
会員番号:	000989
お名前:	愛新花子様
電話番号:	057-00-81194
お客様の登録最寄停留所は	
	名和東児童館 です。

お電話でお伝えください
① お名前と会員番号
② 利用したい日・到着時刻
③ 乗る場所・降りる場所
④ 同乗者の有無・お名前
運行・受付時間：平日8:00-16:00

会員対象者は、別添1「東海市北部エリア（国道302号線以北の名和町、南柴田町、浅山の一部）」にお住いの方で以下のいずれかに当てはまる方とする。

ア 会員登録日時点で満65歳以上の方

イ 会員登録日時点で18歳以上の運転免許証をお持ちでない方

ウ 妊産婦（産婦：産後1年以内）、未就学児とその保護者

また、会員と同乗である場合には、会員以外の方も乗車できるものとする。

(4) 運賃

1乗車あたり300円(税込)※未就学児は無料。

なお、利用者からの運賃は車両内で運転手が収受し、電子決済端末での決済と現金での収受を行う。収受した金額は日々ごとに算出し、毎月末で締めて翌月5日ごろまでに株式会社アイシンへ報告することとする。

(5) 運行日時

平日8:00～16:00(土・日曜日、祝日、年末年始、天災時等を除く)

なお、運転手の休憩については、運行時間では設定しておらず、それを想定した実施体制で運行することとする。

(6) 予約受付日時

平日8:00～16:00(土・日曜日、祝日、12月29日から1月3日までの年末年始、天災時等を除く)

なお、14日前から予約受付可能とする。

(7) 乗降場所

乗降場所は、運行地域の指定乗降場所、公共施設、協賛企業の店舗など(乗降場所については、東海市地域公共交通会が指定する場所)とする。

なお、乗降場所の変更・追加があった場合は、株式会社アイシンから運行事業者に速やかに連絡する。また、乗降にあたっては、指定した乗車時間に乗車場所に利用者がいない場合はオペレーションセンターに連絡すること。原則として自ら乗り降りできない場合は、介助者同伴の場合のみ乗車可能とする。

利用については、住宅地停留所と目的地停留所の往復利用を原則とし、目的地停留所間での利用は認めないものとする。

ア 住宅地停留所

別添2のとおり(57箇所程度)

イ 目的地停留所

別添2のとおり(85箇所程度)

(8) 運行費用

運行受託事業者の運行にかかる費用は、「チョイソコとうかい」運行事業プロ

ポーザル実施要領に基づき提出した業務見積書の金額を1日あたりの運行経費保証額とし、利用者からの運賃と株式会社アイシンが支払う地域交通支援金により運営するものとする。また、1日あたりの運行経費保証額より利用者からの運賃収入が下回る場合は、不足金分を株式会社アイシンが運行受託事業者へ支払うものとする。

3 その他

(1) 車両

客席8席以上のハイエースグランドキャビンクラス1台で運行することとするが、事故・点検・修理等が必要な場合は、運行受託事業者が代替車両（予備車両）を用意するものとし、事故等による点検・修理費については、運行受託事業者が負担するものとする。

なお、代替車両がセダン型の場合は複数車両による並走運行でも可とする。

また、下表「運行受託事業者が用意・実施する事項」に定める内容については、運行事業者が負担するものとする。

運行受託事業者が用意・実施する事項	
1	・運転手人件費
2	<ul style="list-style-type: none"> ・車両関係費用 <input type="checkbox"/> 車両費（客席8席を有するハイエースグランドキャビンクラス） <input type="checkbox"/> 車両取得時の自動車重量税（自動車税及び自動車重量税は非課税） <input type="checkbox"/> 自賠償保険 <input type="checkbox"/> 法定点検 <input type="checkbox"/> タイヤ（夏・冬タイヤ）費用 等 ※<u>車体のラッピングについては、株式会社アイシンが負担するもの。</u>
3	・任意保険（対人・対物・同乗者無制限、車両保険）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・その他運行管理にかかる経費 <input type="checkbox"/> 車両清掃・洗車費 <input type="checkbox"/> 運賃管理費 <input type="checkbox"/> ドライブレコーダー、電子決済端末導入費及び通信費、決済手数料 <input type="checkbox"/> 運転手と連絡がとれる通信費用（携帯電話等） <input type="checkbox"/> 運輸局へ本事業の届け出等

なお、運行指示用の車載器（タブレット）及び通信費、充電ケーブル、車載器固定ホルダー、その他「チョイソコとうかい」運行に必要な車載器関連機器は株式会社アイシンから貸与するもの。

また、ガソリン代については実費精算とし、金額は株式会社アイシンが支払うこととする。

(2) 運転手

運転は、運行時間に合わせて複数の運転手の交代により運行してもかまわないが、交代に要する時間をできる限り少なくするものとする。

また、運転手は、運行前にナビゲーションシステムの操作方法、乗降場所等の研修を受講し、システム操作技術を習得した者しか運行することができないものとする。

(3) 待機・休憩・交代場所

待機・休憩・交代については、東海市地域公共交通会議が指定する場所にて行うものとする。

なお、運行時間内では提示休憩時間を設定していないため、人員交代もしくは法律を順守した休憩時間を運行時間内で確保した体制で運行に対応することとする。

(4) オペレーター

予約の受付・配車指示は、オペレーションセンターが行うため、事業者がオペレーターを設置する必要はないが、緊急連絡等は、運行受託事業者を通じて運転手に連絡する場合がある。

(5) 旅客自動車運送事業社の法令遵守

運行にあたり法令を遵守して必ず行うこと。また、本事業以外でも行政処分の通達があった場合は速やかに報告すること。

(6) 問い合わせ等の対応

利用者登録・予約・配車に関する利用者からの問い合わせについては、東海市地域公共交通会議事務局及びオペレーションセンターで対応するが、運転に関する問い合わせや苦情は、運行受託事業者が受ける場合がある。

(7) 本格運行に向けた準備

本事業は、道路運送法第21条による実証実験を行い、実証結果を踏まえて、道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けての本格運行に切り替える見込みであり、運行受託事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業を見据えた準備を行うこと。

4 問い合わせ先

(1) 東海市地域公共交通会議

電話:052-603-2211/0562-32-111

(2) 株式会社アイシン ビジネスプロモーション部チョイソコ営業 相羽

電話:0566-62-8135

メール:aiba@ax-tk.aisin.co.jp

北エリア

凡例

新ルート

4. 名和～荒尾線

路線バス(知多バス)

上野台線

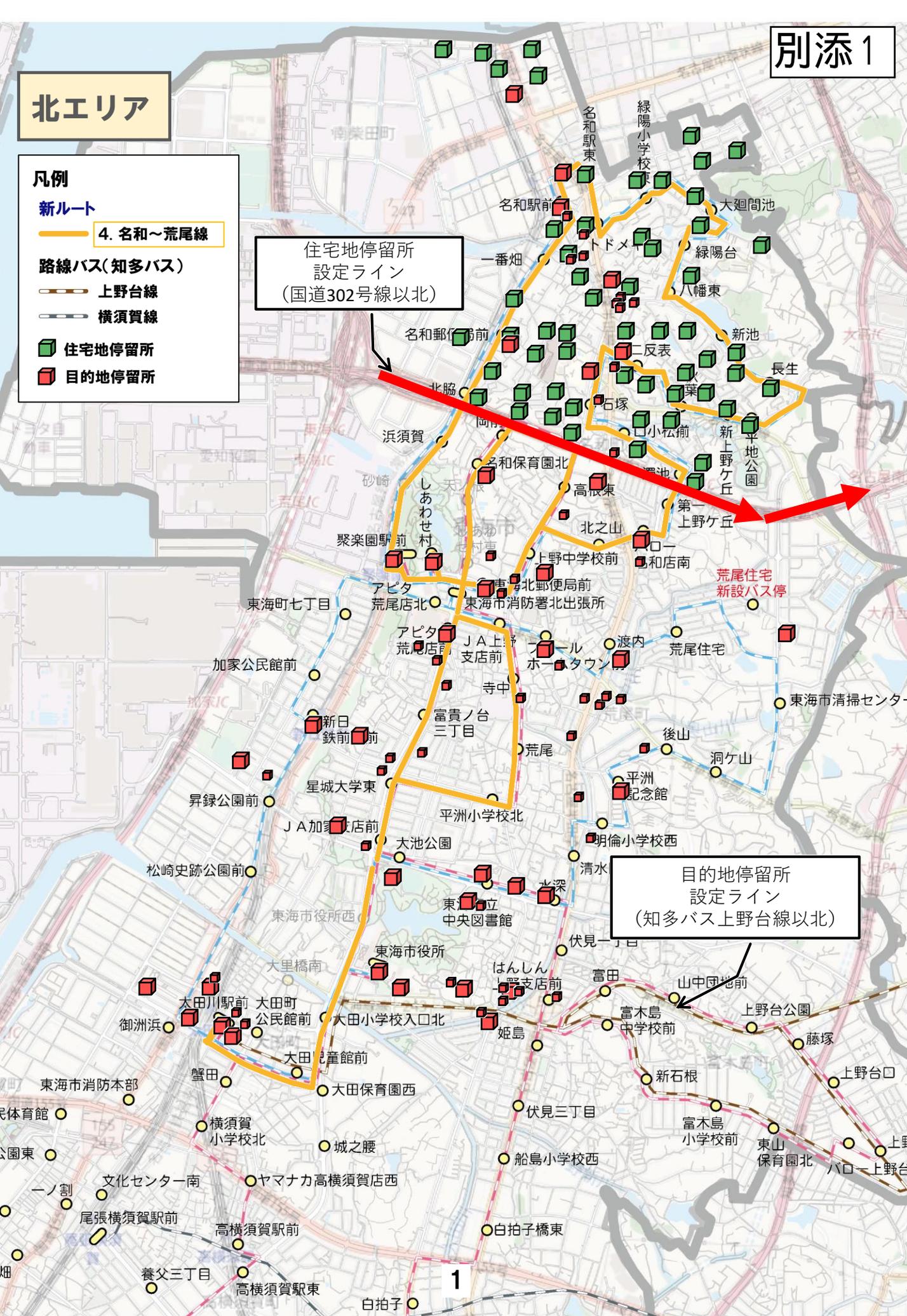
横須賀線

住宅地停留所

目的地停留所

住宅地停留所
設定ライン
(国道302号線以北)

目的地停留所
設定ライン
(知多バス上野台線以北)



目的地・住宅地停留所リスト 北部エリア（案）

 目的地停留所		 住宅地停留所		
公共施設	市民活動センター	公共施設	名和東児童館	
	東海市芸術劇場		下名和公民館	
	商工センター		上名和公民館	
	農業センター		名和児童館	
	中央図書館		名和東敬老の家	
	平洲記念館・郷土資料館		下名和敬老の家	
	荒尾スポーツ広場		緑陽市民館	
	しあわせ村		千鳥健康交流の家	
	上野公民館		集会場	上名和公会堂
	北部子育て支援センター			一番畑公会堂
	北犬山公会堂			
公園	大池公園		三ツ屋公会堂	
	メルヘンの森	公園	平地公園	
	製鉄公園		緑陽公園	
	平地公園		廻間公園	
緑陽公園	寝覚之里公園			
公共交通	新日鉄前駅		替地公園	
	聚楽園駅		カブト山史跡公園	
	名和駅		浅山新田公園	
	知多バス「姫島」停留所			
金融機関・郵便局	JAあいち知多 名和支店	ちびっこ広場	緑陽台ちびっこ広場	
	愛知銀行 名和支店		リビオ上名和南広場	
	半田信用金庫 名和支店		名和町東中嶺ちびっこ広場	
	名古屋銀行 東海支店		新上野が丘ちびっこ広場	
	碧海信用金庫 東海北支店		名和町秋葉ちびっこ広場	
	東海北郵便局		南寺狭間ちびっこ広場	
	東海名和郵便局		名和団地4号棟前広場	
			下名和ちびっこ広場	
スーパー	アピタ東海荒尾店	掲示板	上名和ちびっこ広場	
	マックスバリュ東海荒尾店		北犬山町内会掲示板	
	フィールホームタウン		南柴田町内会掲示板	
	マルス太田川店		上名和町内会掲示板	
	ラスパ太田川店	その他	長生町内会掲示板	
	ヤマナカ東海店		特別養護老人ホーム東萌山苑	
	アマカ東海名和店		ごみ集積場	→上記の住宅地停留所をマッピングし、空白地帯が出た場合に選定。
	MEGAドン・キホーテ東海名和店			
	バロー名和店・あかのれん名和店			
スーパー（その他）	DCM東海店			
	エディオン東海店			
大学	日本福祉大学東海キャンパス			
	星城大学			

 医師会 →ここから位置 関係などをベー スに間引いてい く。	こじま内科		
	森川医院		
	はっとり整形外科		
	村田メディカルクリニック		
	いそがいクリニック		
	名和眼科クリニック		
	大橋内科		
	東名胃腸科内科		
	早川医院		
	耳鼻咽喉科宮澤クリニック		
	もしもしこどもクリニック		
	田村眼科		
	じんのクリニック		
	なかむら耳鼻科クリニック		
	小野皮フ科		
	富貴ノ台整形外科		
	富貴ノ台ファミリークリニック		
	如来山内科・外科クリニック		
	久保田医院		
	KaKo MEDICAL life CLINIC		
あおやま眼科			
池田耳鼻咽喉科			
久野医院			
小嶋病院			
(介護老人保健施設 東海)			
 歯科医師会 →ここから位置 関係などをベー スに間引いてい く。	ひかり歯科		
	名和歯科		
	寢覚歯科矯正歯科		
	もりもと歯科Tokai		
	きらめきデンタルクリニック		
	ホワイト歯科東クリニック		
	あらおデンタルクリニック		
	こうの歯科・矯正歯科クリニック		
	わたうち歯科		
	わかば歯科医院		
	ホワイト歯科クリニック		
	ふきの台歯科		
じんの歯科子ども歯科			
買い物 (薬局・ドラッ グストア)	スギ薬局		
	ドラッグセイムス		
	ゲンキー		
	クスリのアオキ		
	ドラッグスギヤマ		
	V・drug		
	ウエルシア		
サンドラッグ			

令和6年度デマンド交通「チョイソコとうかい」に係る予算について（案）
デマンド交通運行負担金

① 「チョイソコとうかい」初期導入費

項目	備考	数量	単価（円）	金額（円）
バックヤード業務代行	会員登録・会員登録証発行業務、ポスター・パンフレット・停留所マップ・マニュアル制作及び印刷費、停留所看板データ制作費、コールセンター業務代行経費等	1 式	1,837,050	1,837,050
車両関連準備代行	車載端末の購入・初期設定費、車載端末通信費、車両用ラッピング、車両運賃箱等	1 式	693,000	693,000
支援業務	立上げ支援業務、停留所設置業務	1 式	600,000	600,000
小計				3,130,050
税金（10%）				313,005
税込合計				3,443,055

② 「チョイソコとうかい」運営費（10月～3月：6箇月）

項目	備考	数量	単価（円）	金額（円）
車両運行費	ガソリン代、運行受託事業者運行費、運行車両関連費	1 式	5,599,500	5,599,500
バックヤード業務代行	車載端末通信費、チョイソコ通信制作及び印刷費、アンケート費用、コールセンター業務代行経費等	1 式	3,554,035	3,554,035
小計				9,153,535
税金（10%）				915,354
税込合計				10,068,888

① チョイソコ初期導入費	3,443,055円
② チョイソコ運営費（10月～3月：6箇月）	10,068,888円
歳出合計	①+②=13,511,943円

